



ユーカリ Journal

ユーカリ行政書士事務所 FP・特定行政書士 竹内健一

〒181-0012 三鷹市上連雀8-8-11

☎ 0422-57-7033 FAX 0422-47-6503

<https://www.yuukari.co>

目次

1. これからの「無定年」時代
2. 遺言のすすめ
3. 相続税申告が必要か
4. ご案内

これからの「無定年」時代

金融財政の逼迫で到来する「無定年」時代。当然、働き手にも企業にも変革を迫ってきます。まずは働き続けるシニア世代に目を向けると、それは現役世代の未来図が見えてきます。

老後の生活の糧を年金ではなく、自らの働きに頼る「無定年」時代を生き抜くには、どんな備えが必要だろうか。多くの企業で定年60歳からの延長雇用。長く働き続ける人生を考えざる得ない社会となったのです。働き続けることが前提の「無定年」時代には、無事に再雇用されても安泰とはいえません。

また、定年前でも会社では役職定年制度を導入するところも多くなり、大半の社員が役職を解かれ、賃金はそれまでより3~5割減ってしまう場合もあります。自分のもっている力をフルに発揮することで、「無定年」時代を乗り切りたいものです。

また、これからのこうした状況を見越したうえで、一念発起して起業することも選択肢の一つとして登場してきます。

私も会社勤めを経験した後、将来のことを考えて起業しましたが、早い段階からの備えの重要性を教えてくれたのが、三鷹市の起業塾「身の丈塾」です。三鷹市は起業支



援の取組みは日本でもトップクラスで、私自身三鷹市の100%出資会社の「まちづくり三鷹」の施設や制度を十分に活用させていただき、軌道に乗るまで様々な面で後押ししてもらいました(前田隆正塾長や河瀬謙一副塾長には大変お世話になりました)。

「身の丈塾」では、今の自分に無理のないスタイルで起業し発展していくということを推奨して

います。最初は自宅でも小さな貸事務所でも良いから、無理をしない(支出を増やさない)で起業する。そして、経営が順調に進んでいったときに、事業の拡大を考えるという発想です。

最初から立派なお店を持ってスタートしたのは良いけれど、思ったほど売り上げがあがらず、資金繰りに苦労してどうにも経営がうまく行かなくなり、早くも撤退するといった方も随分いらっしゃいます。これらのケースでは、夢が膨らんで身の丈以上のことをやろうとして、結果的に失敗してしまったというケースでした。

起業を成功させるためには

①どんな分野の事業を行うか(今

までの経験を活かせる自分の得意分野が良い)を決める。

②今後の3年間(5年でも良い)の事業計画(収入と支出の見込みなど)を立てて、進捗管理(おおよその進行状況)をしていくことが大切です。

さて、起業を志していざスタートするタイミングとしては、人それぞれ違うと思います。若い人が会社勤めをやめて、一国一城の主を目指して、自分の好きな或いは得意な分野で起業して成功を収めている方もいますし、60歳の定年後に第二の人生として起業する方も最近では増えています。

ただ言えることは、どの時期に起業しようする場合でも、自分

(家庭)の将来に必要な資金(費用)を把握し、それらに見合う収入を得ることができる事業計画を策定して、十分な検討をすることが大切だと考えます。場合によっては、起業より今の会社で仕事をしていく方が自分の力を発揮でき、十分な収入を得られるかもしれません。それでも、起業を志望するのであれば家族に事業計画をしっかりと説明して、皆の協力を得ながら事業をスタートすることになります。最後に、起業する場合は、自分のからだは資本ですので、くれぐれ健康管理に留意していただければと思います。

遺言について

1 遺言とはなにか

法律上の遺言は故人の財産の処分について思いを実現するための仕組みです。民法は、その思いの実現を保証しています。但し、その重大さから法律上さまざまな規定が設けられています。

2 法律上の制約

遺言は、一定の形式によらなければ無効となってしまいます。遺言には大きく分けて3つの方法があります。

① 自筆証書遺言

この遺言は、遺言者が・全文・日付・氏名をすべて自書し、押印して作成する方法です。

② 公正証書遺言

この方式は、公正証書として作成し、公証役場に保管してもらうことになります。改ざんや偽造、紛失の恐れはまずありません。

③ 秘密証書遺言

この方式は、遺言の内容をワープロ等で作成したものに署名押印して公証役場で確認してもらえば完成です。

※なお、自筆と秘密証書遺言では家庭裁判所の検認が必要です。

2 一番確実な公正証書遺言

公正証書遺言は、通常3部作成されます。1部は公証役場に保管され(原本)2部は正本・謄本として遺言者に渡されます。正本や謄本が紛失した場合には、原本が役場にありますが再交付してもらえ

ます。また、自筆と秘密と違い、家庭裁判所の検認は必要なく、すぐに相続手続きを開始できます。これらの利点が多いことから、遺言書では、公正証書遺言が一番多くなっています。

3 公正証書遺言の作成の仕方

まず、遺言の内容を考えるうえで、遺言に書いて効力があるものを確認します。相続分、相続人以外の者への遺贈、認知など、12項目に限定されます。

法律上の効力はありませんが、付言(ふげん)を書くことで、遺言者の家族への思いなどを伝えます。



豆知識

相続税申告が必要か？

平成27年に相続税制が改正になって、一般家庭も「相続税」の不安に直面する時代になりました。

基礎控除が5000万円から3000万円に下がり、相続人1人あたりの控除も1000万円から600万円に下がったことが大きな要因となっています。

ここでは、どのような時に「相続税の申告」が必要か、簡単に判定できる計算式を用意しましたので、試してみましょう。

1. 基礎控除の計算

- ① 配偶者がいる 人
 - ② 子供がいる 人
 - ③ 子供がいない場合、
父母がいる 人
 - ④ 子供と父母がいない場合
兄弟がいる 人
- 合計 人

○基礎控除額
 $3000 + \text{人} \times 600 = \text{万円} \text{A}$

2. 相続財産の計算

- ①土地・建物・株、預貯金、返金
などの財産 万円
 - ②生命保険(相続人数×500万円除く) 万円
 - ③相続開始前3年以内に受けた贈与額 万円
 - ④借入金や葬儀費用
(差し引きます) ▲ 万円
- ①～④の合計 万円 **B**

※ A (基礎控除) < B (相続財産) であれば、申告が必要です。

お知らせ

行政書士は頼れる街の法律家

国家資格者として、法人設立・各種許認可・相続・遺言など手続きに関する実務をサポートします。

主な業務

会社設立、遺言書、相続手続き、
建設業許可、宅建業免許、家系図
飲食店・風営業許可、内容証明
会計記帳・決算、その他書類

無料相談のご案内

まずは無料相談をご利用ください
(完全初回無料)

当事務所では、地域の皆様を対象に、気軽に利用できる「無料相談」を行っています。相続や遺言、会社設立、許認可などに関するご相談のご予約は、**0422-57-7033**へ
(初回相談無料)



随時受付の無料相談

ユーカリ行政書士事務所
F P・特定行政書士 竹内健一
東京都三鷹市上連雀 8-8-11
携帯 090-9130-1243
電話 0422-57-7033